

**車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの実施結果**  
**【実施期間：令和7年2月3日～令和7年3月4日（30日間）】**

**提出件数：計4件** （本案に関係のないご意見や趣旨が不明確なご意見は当該件数に含まれておりません。）

提出意見	国土交通省の考え方
<p>○ダブル連結トラックに関する確認制度と許可制度に関する省令記述内容の整合等についてのご意見  登録制度において算定の対象となっているのであれば、道路法第47条の3第4項に基づく許可についても算定の対象とする必要はありませんか。また、フルトレーラ連結車に関する省令、通達の記述内容の整合に留意いただきたい。</p>	<p>本改正案は、ダブル連結トラックを通行確認制度の対象とするため、登録することができる限度超過車両の長さの基準を改正するものです。</p>
<p>○長さが21mを超えるフルトレーラ連結車の車種区分等の特例に関する明示についてのご意見  「21mを超えるフルトレーラの車種区分その他の取扱いについては別に定める」など、全てのフルトレーラ連結車について、長さ25mまでが対象となるとの思い込みによる申請の誤りを防止する措置をとっていただきたい。</p>	<p>ダブル連結トラックが長さの許可限度の緩和の適用を受けるために必要な条件等を定めておりますが、引き続き、対象となる車両について周知等を行ってまいります。</p>
<p>ダブルスには運輸局の基準緩和も必要であり、特車許可のみ改正しても効果が薄い。</p>	<p>省令第13条はデータベースへ登録可能な車両の基準の最大値を定める規定です。本改正案は、従前から許可の対象としていたフルトレーラ連結車であるダブル連結トラックについて、通行確認制度の対象とするために必要な登録の基準の引き上げを行う改正であり、これまで許可の対象としてきた車両の範囲を拡大するものではありません。</p>
<p>○ダブルス連結車に関する省令と関係通達内容との整合性の確保についてのご意見  1) 車両の通行の許可の手続等を定める省令第十条第四号ニ「ダブルスにあっては二十一メートル」とあり、許可に係る基準と登録に係る基準（25m）が異なることになる。</p>	<p>省令第13条はデータベースへ登録可能な車両の基準の最大値を定める規定であり、本改正案は、従前から許可の対象としていたフルトレーラ連結車であるダブル連結トラックについて、通行確認制度の対象とするために必要な登録の基準の引き上げを行う改正です。</p>